様式１（記載見本）

特定医療にかかる指定医療機関指定申請書

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関等種別（該当するものに○） | 病院　　診療所　　介護医療院　　薬局　　指定訪問看護事業者等 |
| 保険医療機関等 | 名称 | かがやき病院 |
| 所在地 | 〒930-8501富山市新総曲輪○番○号 |
| 電話番号 | ０７６－４４４－４５１３保険医療機関等の登録と同じ内容を記載 |
| コード（※１） | ０１２３４５６ |
| 開設者 (法人の場合は法人の名称及び所在地)　 | 氏名又は名称 | 医療法人社団富山越中会 |
| 住所 | 〒930-8501富山市新総曲輪○番○号 |
| 標榜している診療科名(医療機関のみ記載すること) | 内科、小児科、外科、整形外科 |
| 役員の職名及び氏名（開設者が法人の場合のみ記載すること）（※２） | 職名 | 氏名 |
| 理事長 | 富山　花子 |
| 理事 | 富山　一郎 |
| 理事 | 富山　次郎 |
| 監事 | 富山　三郎書ききれない場合は、「別添のとおり」と記載し、役員名簿を添付 |
|  |  |
| 指定希望年月日(※３) | 令和３　年　２　月　１　日 |
| 上記のとおり、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）第１４条第１項の規定による指定医療機関として指定されたく申請します。また、裏面に掲げる同法第１４条第２項の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。申請書の裏面を確認してください　　令和３　年　１　　月　　４　　日提出の日を記載　　　　　　　　　　　　　　　　　開設者　住所（法人の場合は所在地）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　富山市新総曲輪○番○号法人の場合は、所在地、法人名、代表者職・氏名を記載　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名（法人の場合は名称及び代表者の職・氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　医療法人社団富山越中会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　富山　太郎　　　　　　　　　　　富　山　県　知　事　殿押印不要 |

※１　病院又は診療所の場合は医療機関コード、薬局の場合は薬局コード、訪問看護事業者等の場合は訪問看護ステーションコード又は介護保険事業所番号、介護医療院の場合は介護保険事業所番号を記載すること。

※２　記載欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、別紙１又は役員名簿を添付すること。

※３　指定希望日は、申請日の翌月１日(ただし、申請日が毎月20日より後の場合は翌々月１日)とすること。

（誓約項目）

難病の患者に対する医療等に関する法律第１４条第２項各号に該当しないことを誓約すること。

|  |
| --- |
| 難病の患者に対する医療等に関する法律（抜粋）第１４条第２項　都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしてはならない。１　申請者が、拘禁刑以上に刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。２　申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。３　申請者が、第２３条の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前６０日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分となった事実その他当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文の規程による指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。４　申請者が、第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの諸運に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日（第６号において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。５　申請者が、第２１条第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第２３条の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。６　第４号に規定する期間内に第２０条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、通知日前６０日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。７　申請者が、前項の申請前５年以内に特定医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。８　申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者であるとき。９　申請者が、法人でない者で、その管理者が第１号から第７号までのいずれかに該当するものであるとき。 |